

背景

- 旅客施設又は車両等を新設・導入等する場合の適合義務を定めた「公共交通移動等円滑化基準」(以下「交通バリアフリー基準」という。)及び、バリアフリー整備のあり方を示した「公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)があり、社会情勢の変化や技術向上等に合わせ、必要によって改正を行うことにより、スパイラルアップを図ってきたところ。
- 今般、バリアフリー法の改正が成立し、バリアフリー整備された設備等を用いた役務の提供の方法に関する基準への遵守義務等が令和3年4月に施行される等、令和2年度は、交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正を行う必要がある。

公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会

- 有識者、障害当事者団体、事業者団体等を構成員とした検討会を設置し、検討を行う。

【構成員】

(座長) 秋山 哲男 中央大学研究開発機構教授

有識者 13者(座長除く)

障害者団体 11者(全日本ろうあ連盟、日本視覚障害者団体連合、DPI日本会議、主婦連合会、日本発達障害ネットワーク等)

事業者団体 17者(JR東日本、東海、西日本、日本バス協会、全国ハイヤー・タクシー連合会、日本旅客船協会、全国空港ビル事業者協会 等)

行政担当者 10者

【検討内容】(詳細は次頁参照)

- ① 本年5月のバリアフリー法改正により創設された役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)
- ② 新幹線のバリアフリー対策検討会での検討を踏まえた新幹線の新たなバリアフリー対策
- ③ 視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法等

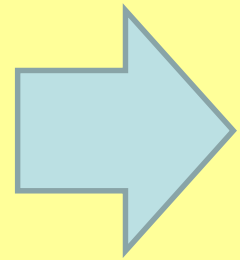
検討会での検討結果にもとづき、基準及びバリアフリー整備ガイドラインの改正を行う。

検討内容

検討の背景

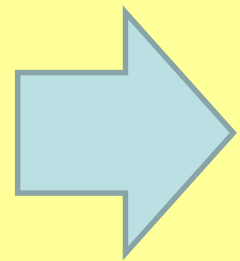
①役務の提供の方法に関する基準等

本年5月のバリアフリー法の改正により、令和3年4月より、公共交通事業者等は、新設旅客施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準(ソフト基準)を遵守しなければならないこととされた。



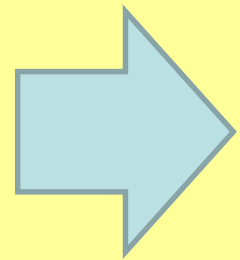
②新幹線の新たなバリアフリー対策

「新幹線のバリアフリー対策検討会」の下に設けるWGにおいて、「障害のある方が一般の方と同様にグループで快適に乗車できるよう「車椅子用フリースペース」(仮称)を一般客室の窓際に設ける」との方針(R2.3中間とりまとめ)を踏まえ、基準等の改正に向けて具体的な検討が行われている。



③視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法

平成28年度及び29年度に開催した検討委員会(※1)において、有効性が確実に証明されているわけではないこと等の理由により、視覚障害者のエスカレーター利用のための誘導案内方法については、今後の検討課題とされた。



検討内容

役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)等の具体的な内容について検討を行う。

例) 鉄軌道、バス車両、福祉タクシー車両及び船舶において、スロープ板・リフトその他の車椅子使用者等の乗降を円滑にする設備、車椅子を固定する設備等の操作を適切に行うこと 等

同検討会における今後の検討結果に基づき、基準及びガイドラインの見直しを行う。

右: 2020年1月16日
新幹線の車椅子スペース等の視察の様子
(東海道新幹線N700S)



エスカレーター利用のための誘導案内方法を検討するにあたって実態調査及び課題等の整理を行う。

課題例: 逆進入防止のためには、降り口に誘導用ブロックを設けないことが考えられるが、降りた視覚障害者の主動線への誘導がない。



※1「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準等検討委員会」